

## 松川町固定資産評価審査委員会 会議次第

令和6年3月26日(火)午後6時00分  
松川町役場 委員会室  
委員会条例による傍聴人の退場 有 無  
委員会条例による秘密会議での開催で 有 無

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 委員長あいさつ
- 4 委員長代理選出
- 5 協議事項
  - ① 固定資産税課税台帳閲覧及び縦覧状況・問い合わせ状況(資料1)
  - ② 固定資産評価年度別推移(資料2)
  - ③ 固定資産税家屋新增築件数の年度別推移(資料3)
  - ④ 令和6基準年度評価替えについて(資料4)
- 6 その他
- 7 閉会

松川町固定資産評価審査委員会 委員名簿

令和6年3月26日現在

氏名	生年月日	任期	期数	職位
宮澤 憲司 (上片桐)	昭和29年1月12日	令和3年12月19日 ～ 令和6年12月18日	2期	委員長
下澤 和彦 (生田)	昭和29年3月15日	令和4年12月7日 ～ 令和7年12月6日	1期	委員
小木曾 雅彦 (大島)	昭和37年1月3日	令和5年12月20日 ～ 令和8年12月19日	1期	委員

固定資産課税台帳閲覧及び縦覧状況  
固定資産課税明細書問い合わせ状況

【閲覧及び縦覧】 期間：令和 5 年 4 月 1 日（土）～令和 5 年 4 月 30 日（日）

区分	固定資産課税台帳の閲覧					
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個人	9 件	2 件	1 件	7 件	0 件	1 件
法人	3 件	9 件	2 件	6 件	5 件	4 件
計	12 件	11 件	3 件	13 件	5 件	5 件

区分	土地・家屋縦覧帳簿の縦覧					
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個人	5 件	3 件	2 件	0 件	0 件	1 件
法人	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
計	5 件	3 件	2 件	0 件	1 件	1 件

【課税明細書問い合わせ】 集計期間：審査申出可能期間（令和 5 年 4 月 14 日～令和 5 年 7 月 14 日）

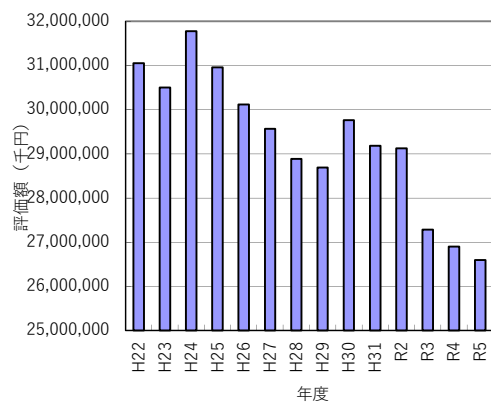
種類	要 件	件 数	備 考
土地	地目について	2 件	地目変更
	所有者について	1 件	所有者課税へ変更
	課税地積について	0 件	
	評価額について	0 件	
	課税標準額について	0 件	
家屋	課税物件について	0 件	
	所有者について	0 件	
償却資産	特例適用資産について	2 件	特例適用誤り
	所有者について	1 件	所有者誤り
	送付先変更について	0 件	
	審査申出について	0 件	
	資料請求について	0 件	情報開示権限の確認
合計		6 件	

## 固定資産評価年度別推移

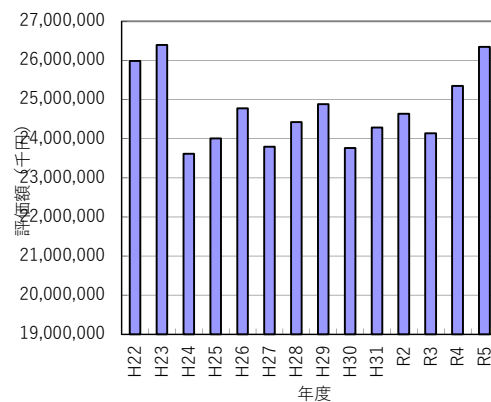
単位 千円

年 度	土 地				家 屋				償 却 資 産						
	評価額	前年度比較 評価額	課税標準額	前年度比較 課税標準額	評価額	前年度比較 評価額	課税標準額	前年度比較 課税標準額	評価額			課税標準額			前年度比較 課税標準額
									町長決定	総務大臣	計	町長決定	総務大臣	計	
平成22年度	31,049,706	97.4%	12,479,330	97.4%	25,983,288	103.6%	25,892,754	103.8%	8,532,054	3,722,088	12,254,142	8,527,486	3,694,403	12,221,889	90%
平成23年度	30,499,354	98.2%	12,475,067	100.0%	26,392,540	101.6%	26,304,921	101.6%	8,786,251	3,646,599	12,432,850	8,782,406	3,600,191	12,382,597	101%
平成24年度	31,772,170	104.2%	13,059,238	104.7%	23,615,419	89.5%	23,537,161	89.5%	9,102,107	3,591,903	12,694,010	8,809,938	3,554,809	12,364,747	100%
平成25年度	30,958,348	97.4%	12,852,073	98.4%	24,007,649	101.7%	23,934,720	101.7%	8,698,163	3,581,855	12,280,018	8,443,158	3,559,446	12,002,604	97%
平成26年度	30,114,148	97.3%	12,745,763	99.2%	24,776,220	103.2%	24,703,290	103.2%	8,999,287	3,606,928	12,606,215	8,500,842	3,581,571	12,082,413	101%
平成27年度	29,566,401	98.2%	12,559,712	98.5%	23,795,246	96.0%	23,724,514	96.0%	9,844,888	3,532,452	13,377,340	9,337,544	3,507,487	12,845,031	106%
平成28年度	28,886,992	97.7%	12,304,871	98.0%	24,420,999	102.6%	24,371,392	102.7%	10,667,383	3,480,081	14,147,464	9,942,108	3,462,140	13,404,248	104%
平成29年度	28,690,888	99.3%	12,269,644	99.7%	24,882,976	101.9%	24,882,807	102.1%	10,942,140	3,462,488	14,404,628	10,443,282	3,449,640	13,892,922	104%
平成30年度	29,760,575	103.7%	12,298,057	100.2%	23,763,058	95.5%	23,715,330	95.3%	11,489,179	3,474,872	14,964,051	10,879,230	3,467,922	14,347,152	103%
平成31年度	29,183,613	98.1%	12,160,525	98.9%	24,281,745	102.2%	24,225,243	102.2%	11,998,661	3,796,988	15,795,649	11,769,274	3,791,803	15,561,077	109%
令和2年度	29,124,927	99.8%	12,247,161	100.7%	24,633,585	101.4%	24,585,856	101.5%	11,525,975	3,712,334	15,238,309	11,291,142	3,709,573	15,000,715	96%
令和3年度	27,284,084	93.7%	11,076,467	90.4%	24,140,096	98.0%	23,174,613	94.3%	11,051,596	3,687,486	14,739,082	10,451,008	3,685,483	14,136,491	94%
令和4年度	26,898,571	98.6%	11,078,193	100.0%	25,347,072	105.0%	25,167,291	108.6%	11,813,000	3,677,736	15,490,736	11,656,505	3,672,468	15,328,973	108%
令和5年度	26,592,098	98.9%	11,081,241	100.0%	26,344,512	103.9%	25,798,502	102.5%	12,970,932	3,572,356	16,543,288	12,708,581	3,568,543	16,277,124	106%

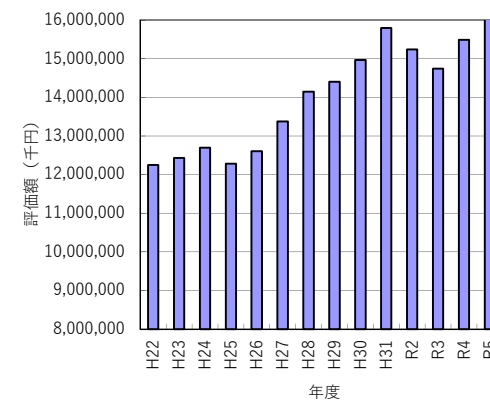
土地評価額の推移



家屋評価額の推移

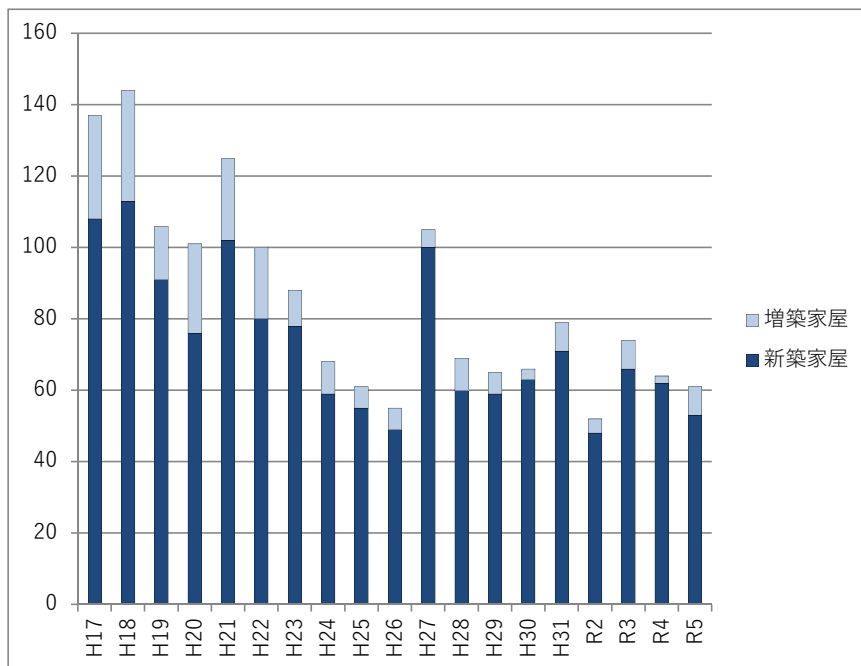


償却資産評価額の推移



## 固定資産税家屋新增築件数の年別推移

年	新增築家屋					
	木造		非木造		計	
	総数	うち増築分	総数	うち増築分	総数	うち増築分
平成17年	93	23	44	6	137	29
平成18年	100	26	44	5	144	31
平成19年	69	12	37	3	106	15
平成20年	58	16	43	9	101	25
平成21年	72	16	53	7	125	23
平成22年	55	11	45	9	100	20
平成23年	56	10	32	0	88	10
平成24年	43	6	25	3	68	9
平成25年	36	6	25	0	61	6
平成26年	44	5	11	1	55	6
平成27年	74	3	31	2	105	5
平成28年	47	7	22	2	69	9
平成29年	52	3	13	3	65	6
平成30年	44	3	22	0	66	3
平成31年	52	5	27	3	79	8
令和2年	40	2	12	2	52	4
令和3年	49	7	25	1	74	8
令和4年	38	2	26	0	64	2
令和5年	45	5	16	3	61	8



# 令和6年度固定資産税評価替について

住民税務課

## 1. 固定資産税の評価替えとは

- 固定資産税は「適正な時価」により課税されるもの。
- 本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」を基に課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになるが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的に事実上不可能であること、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋は3年毎に評価額を見直す制度がとられている。
- 総務大臣が定める固定資産評価基準の改定に基づく評価替え
- 次回評価替えは**令和6年度**。

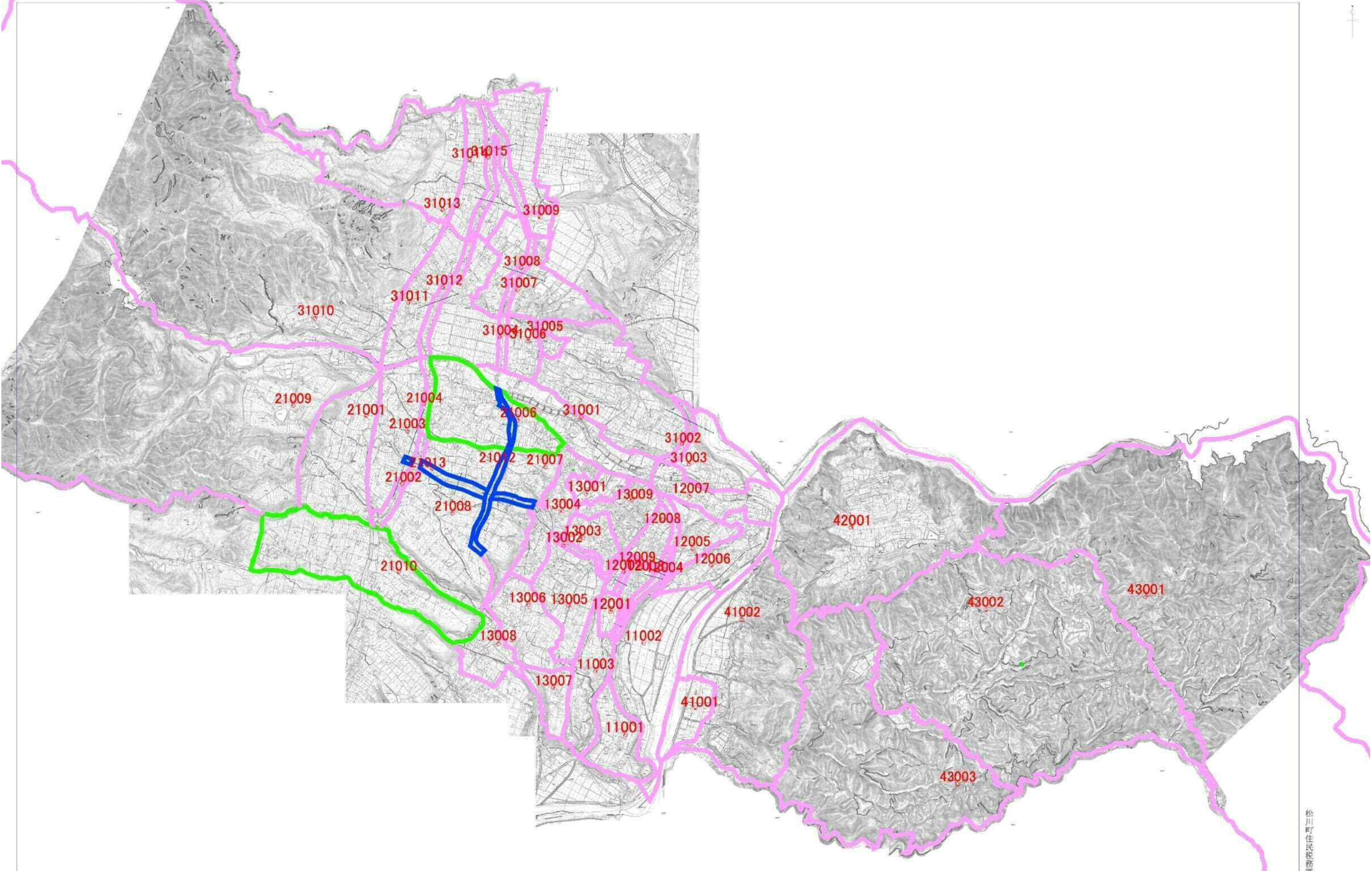
## 2. 令和6年度評価替えに向けた取り組み

- 土地
    - ① 宅地状況類似地区の統廃合及び新設
    - ② 松川町固定資産（土地）評価事務取扱要領の更新
  - 家屋
    - ① 評価基準の改定
    - ② 再建築費補正率の改定
    - ③ 松川町固定資産（家屋）評価事務取扱要領の整備
- 固定資産評価基準に合わせて改定

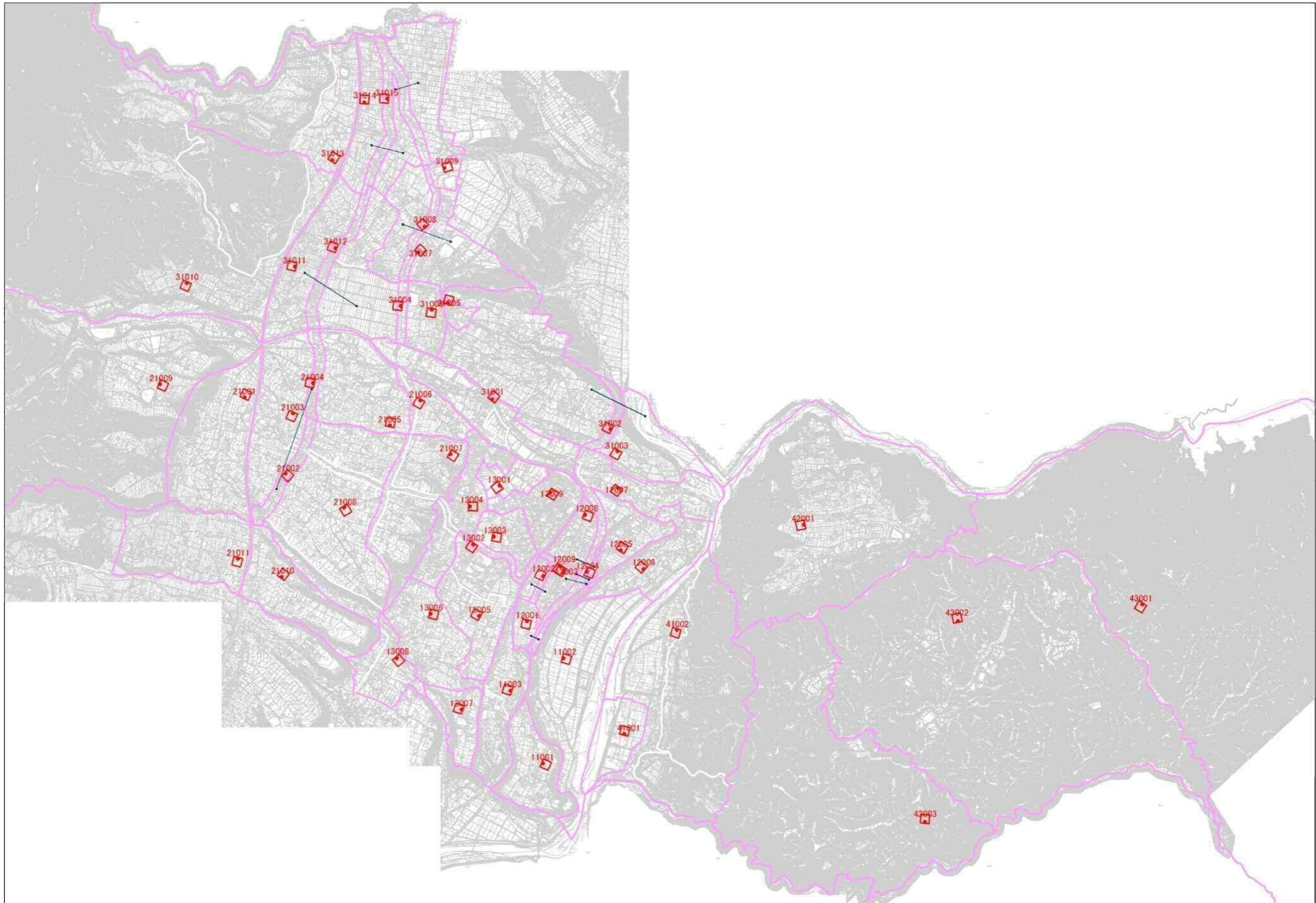
## 3. 宅地状況類似地区の統廃合及び新設

- 状況類似地区とは
  - 宅地の沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他利用上の便等を総合的に考慮し、概ねその状況が類似していると認められる宅地の所在する地区ごとに区分されたもの。
  - 地区ごとに標準宅地を選定し、不動産鑑定士による不動産鑑定を行う。
  - 基本的に同一状況類似地区内の単価は、鑑定価格を基礎とし、各土地固有の要因（形状・接道等）により決められた補正を行って求める。
- 統廃合及び新設理由
  - 隣接する状況類似地区において、状況が類似していると認められる地区を統合した。  
(2 地区減少)
  - 幹線道路沿いを中心に、状況が異なっていると認められる区域を独立させ新たな地区とした。  
(2 地区増加)

令和六基準年度 状況類似区分図



# R3状況類似区分図



松川町住民税務課